

砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱

平成 26 年 4 月 2 日

砥部町告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この告示は、身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者。以下「障がい者」という。）が自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で四輪以上のものに限る。以下「自動車」という。）を改造する場合に要する費用を助成することにより、障がい者の社会参加の促進及びその福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、町内に居住する障がい者のうち、自動車改造を行う予定の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 上肢、下肢又は体幹機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 就労等社会参加のために自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする者
- (3) 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する者

(助成対象経費及び助成金の額)

第 3 条 助成対象経費は、自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造するための経費、座席の昇降、移乗及び固定に要する装置を設置するための経費並びに車椅子収納装置を設置するための経費とし、助成金の額は 10 万円を限度とする。

2 助成金の交付は、1 助成対象者につき 1 回限りとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 障がいの状態の変化により、改造に係る自動車を更に改造する必要があると認められる場合
- (2) 故障等により、やむを得ず改造に係る自動車を変更する場合
- (3) その他町長が必要と認める場合

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、障害者自動車改造費助成金（変更）交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し

- (2) 自動車検査証の写し
 - (3) 業者の自動車改造見積書
 - (4) 改造に係る部位の写真(改造前)
 - (5) その他必要と認められる書類
- (助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定したときは、障害者自動車改造費助成金(変更)交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)又は障害者自動車改造助成金(変更)交付却下通知書(様式第3号。以下「却下通知書」という。)により、必要な条件を付して、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更交付申請)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付申請書を町長に提出しなければならない。

(助成金の変更交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の変更交付又は却下を決定したときは、決定通知書又は却下通知書により、必要な条件を付して、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成事業の中止及び廃止)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ障害者自動車改造費助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業完了後1月以内に、障害者自動車改造費助成事業完了報告書(様式第5号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 改造業者の請求書又は領収書の写し
- (3) 改造に係る部分の写真(改造後)
- (4) 障害者自動車改造費助成金請求書(様式第6号)
- (5) その他必要と認められる書類

(助成額の確定、助成金の交付)

第10条 町長は前条の届出があった場合は、すみやかに助成額を確定して、助成金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に助成金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示及び助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日告示第62号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日告示第14号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年7月4日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成金（変更）交付申請書

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日
連絡先	()	(職業) 勤務先	()
障害者手帳	県・市第 号(種 級) 年 月 日交付		
障がい名			
運転免許証	免許証番号		
	免許の種類		
	免許の条件		
改造する自動車の 車種及び改造内容			
改造を行う業者名			
自動車の改造を 必要とする理由			
<p>障害者自動車改造費の助成を受けたいので、砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱第4条（第6条）の規定により、助成金を（変更）交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>障害者自動車改造費の交付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>砥部町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>			

- 1 記名押印に代えて署名することができます。
- 2 申請には以下の書類が必要です。
 - (1) 運転免許証の写し
 - (2) 自動車検査証の写し
 - (3) 業者の自動車改造見積書
 - (4) 改造に係る部位の写真（改造前）
 - (5) その他必要と認められる書類
- 3 既に改造したものについては助成金の申請はできません。
交付決定後、改造を行ってください。

様式第2号（第5条、第7条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成金（変更）交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けをもって（変更）申請のあった障害者自動車改造費助成金について、
砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱第5条（第7条）の規定に基づき、次のとおり
（変更）決定したので通知します。

記

（変更）交付決定額 金 円

様式第3号（第5条、第7条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成金（変更）交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けをもって（変更）申請のあった障害者自動車改造費助成金について、砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱第5条（第7条）の規定に基づき、次のとおり却下したので通知します。

記

却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、砥部町を被告として（訴訟において砥部町を代表する者は砥部町長となります。）提起しなければなりません（なお、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（なお、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第8条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

氏 名

※署名または記名押印

年 月 日付け 第 号で、助成金（変更）交付決定の通知があった障害者自動車改造費助成事業を中止（廃止）したいので、砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第9条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成事業完了報告書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

氏 名

※署名または記名押印

年 月 日付け 第 号で、助成金（変更）交付決定の通知があった
障害者自動車改造費助成事業の実績について、砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要
綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

自動車検査証の写し

改造業者の請求書又は領収書の写し

改造に係る部分の写真(改造後)

障害者自動車改造費助成金請求書（様式第6号）

その他必要と認められる書類

様式第6号（第9条関係）

砥部町障害者自動車改造費助成金請求書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で、交付決定の通知があった障害者自動車改造費助成金について、砥部町障害者自動車改造費助成事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

障害者自動車改造費助成金を下記の口座に振り込んで下さい。

支 払 希 望 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 ・ 農 協 信 用 金 庫	支 店 支 所				
	預 金 の 種 類	普 通 (総 合) ・ 当 座	口 座 番 号				
	(フ リ ガ ナ)	-----					
	口 座 名 義 人						